



岩手県政
150周年
記念
(R4～R8)



上記WEBサイトでは、県庁舎着工当時のデジタルアーカイブを公開しています。

県庁舎再整備に係る検討の経緯② 【現状と課題】

～目次～

県庁舎の概要	1 ページ～
耐震性能の課題	6 ページ～
防災	13ページ～
老朽化	14ページ～
まとめ	15ページ～

県庁舎の概要

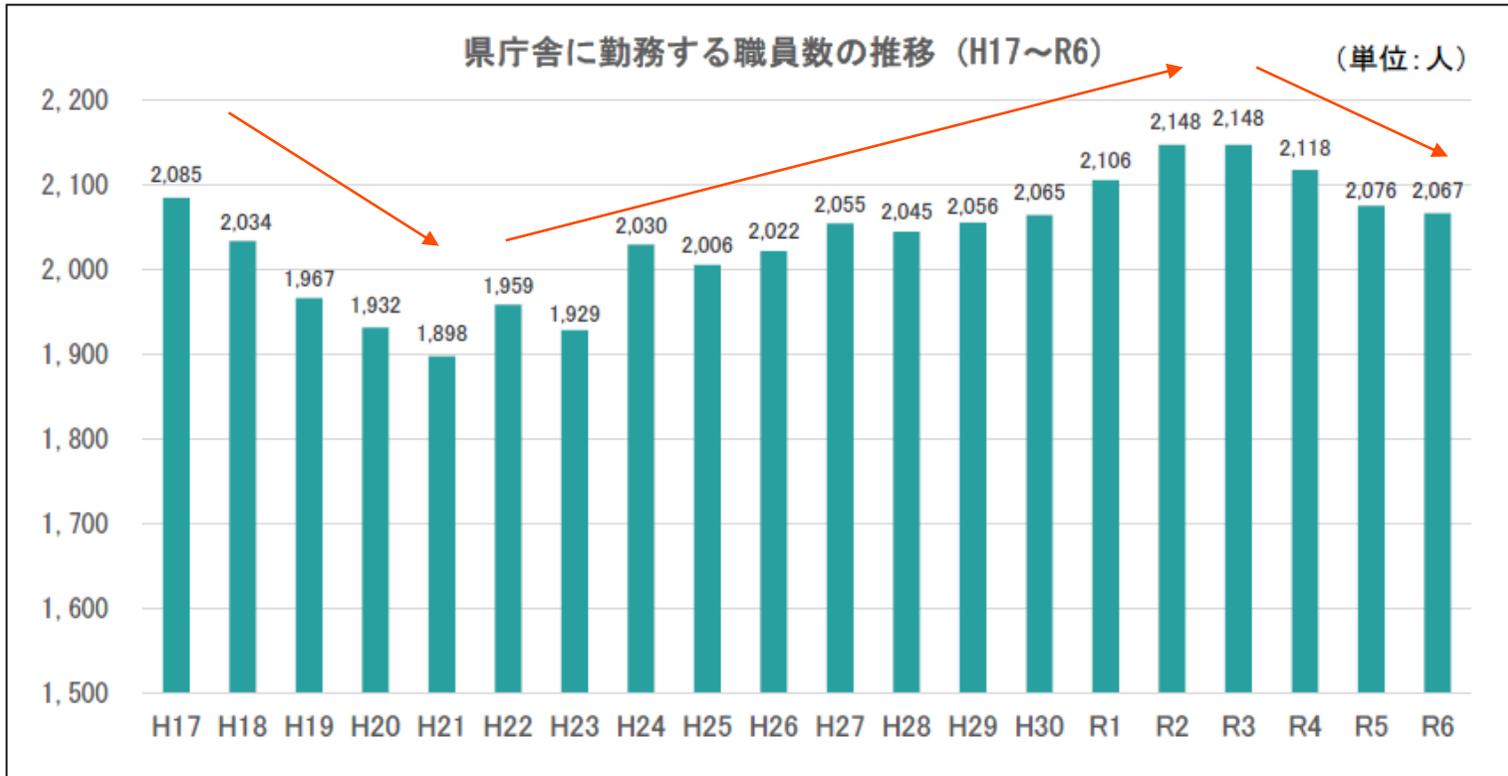
	知事局棟	議会棟	渡り廊下棟
確認申請	昭和37年(1962年) 11月20日 No.91 / エレベーター：昭和40年(1965年) 1月18日 No.8		
検査済証	昭和40年(1965年) 4月26日 / エレベーター：昭和40年(1965年) 5月1日		
工事期間	昭和37年(1962) 12月15日 ~ 昭和40年(1965年) 4月30日		
階数	地下1階、地上12階、塔屋3階建	地上2階、一部3階建	地上3階建
高さ	60.5m	14.9m	11.7m
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
用途地域	商業地域、防火地域 (建ぺい率:80% 容積率:600%) ※1		
地域地区	盛岡市都市計画「一団地の官公庁施設」(昭和32年) (建ぺい率:40%以下、容積率:100%以上) ※2		
敷地面積	11,933.12㎡		
建築面積	2,214.7㎡	3,115.8㎡	359.7㎡
	計 5,690.20㎡		
延床面積	31,027.7㎡	5,478.8㎡	1,133.3㎡
	計 37,639.80㎡		
外観			

出所：※1：盛岡市もりおか便利マップ、※2：岩手県庁舎の在り方に関する報告書

県庁勤務の職員数の推移

- 平成17年以降平成21年までは減少しているものの、東日本大震災津波の発生以降増加に転じ、令和3年度まで増加傾向が続いていた。
- 職員数が増加した要因としては、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症対策などに対応するため、土木職や保健師を初めとする技術系職員の採用を積極的に進めたことなどがあげられる。
- その後、東日本大震災津波や台風災害からの復興業務の進捗等を踏まえ、令和3年度以降は減少傾向にある。
- 今後、将来の職員数を見据えた庁舎規模の検討が必要となる。

県庁舎に勤務する職員数※の推移



※職員数には会計年度任用職員等の数を含む。

駐車場の状況

- ・ 庁舎敷地内の駐車場台数と年間利用台数は以下のとおり。
- ・ 再整備にあたっては、盛岡市の条例に基づく、駐車場附置義務の**駐車台数の確保が課題**となる。

駐車場の利用状況

<県庁舎内構内駐車場>

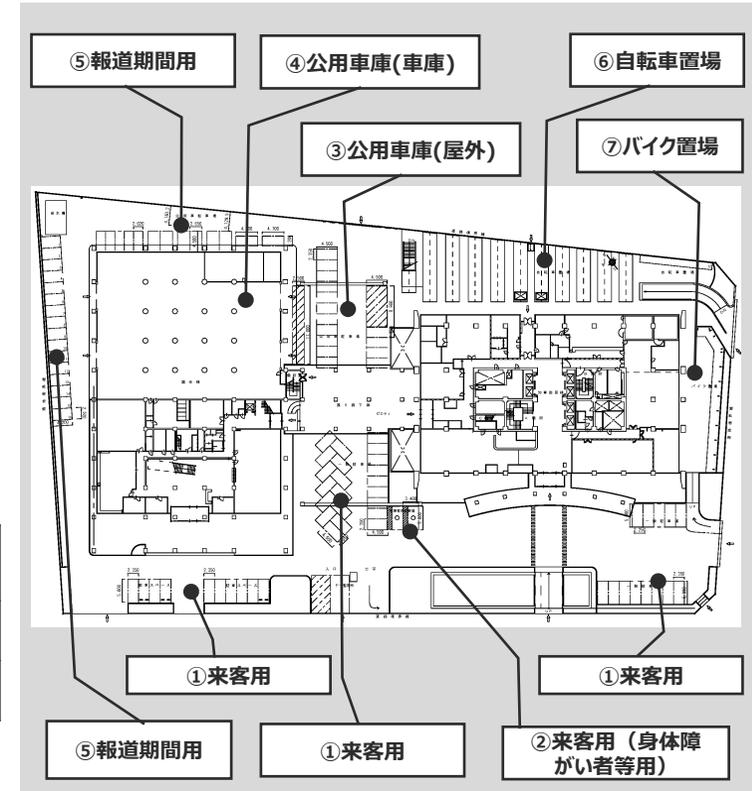
用途	台数
来客用	56台
来客用（身体障がい者等用）	2台
公用車用（屋外）	15台
公用車用（車庫）	34台
報道機関用	32台
合計	139台

※そのほか、北山車庫（県庁から約1.3km）に80台、加賀野駐車場（県庁舎から約1.0km）に28台の知事部局の公用車用駐車場がある。

<年間利用状況（令和4・5年度の駐車場利用台数（類型））>

（単位：台）

	一般利用者	市町村関係者	報道関係者	納品関係者	タクシー	公用車	その他	計
令和4年度	22,975	2,880	3,339	12,630	3,507	17,295	21,701	84,327
令和5年度	22,307	2,825	3,864	13,097	3,133	17,030	20,056	85,615



執務室の状況

- 執務環境調査において、必要面積は最小約52,000㎡～最大約81,000㎡とされるのに対し、現庁舎は約**14,000㎡～43,000㎡程度不足**があり、**執務室は狭隘な状況**であるとされた。

<R2執務室等環境調査業務結果に基づく必要面積>

(単位：㎡)

種別	現庁舎面積	総務省基準面積	必要面積 (最小値) ②	必要面積 (最大値) ③	不足面積 ②-①～③-①
執務室	13,211.6	19,942.0	15,262.5	16,459.3	2,050.9～3,247.7
県民サービス機能	2,480.0	32,784.4	2,480.0	5,969.7	0～3,489.7
共用エリア	8,461.2		16,755.5	33,792.8	8,294.3～25,331.6
その他エリア (会議室・倉庫等)	6,874.9		10,880.8	16,069.3	4,005.9～9,194.4
議会棟	6,612.1	2,400.0	6,612.1	8,665.0	0～2,052.9
合計	37,639.8	55,126.4	51,990.9	80,956.1	14,351.1～43,316.3

【必要面積の算定方法】

- 執務室面積は、個人デスクサイズ（最大1400mm、最小1200mm）から導いた一人当たり面積、**7.19㎡/人（最大値）、6.88㎡/人（最小値）**をもとに算出。なお、**現況の一人当たり面積は5.55㎡/人**。
- 県民サービス機能、共用エリア、議会棟などについては、他県庁舎の基本計画時点の延べ面積をもとに、職員数又は職員定数の比で算出。
- 会議室面積は、利用率30%（最大値）、40%（最小値）で算出。

執務室の分散化の状況

- 本庁組織のうち、県庁舎外で執務している職員数は、合計96名。これは、全職員の5%程度であり、**分散化の状況は限定的**といえる。
- また、人事委員会及び労働委員会は、他部局との連携が限定的であるため、県庁外であることに大きな支障はない。
- 一方で、借上げビルにおいては毎年度賃料の支払いが生じており、財政コスト縮減の観点から、これらの機能を**県庁舎に集約していくことも、今後検討**する。
- その他、盛岡地区合同庁舎の別館 1 階には、県庁内保育施設「**うちまる保育園**」を設置している。

県庁外執務室の概要

<総務事務センター>

本庁組織のうち、県庁舎に執務スペースを確保できない総務事務センターは、盛岡地区合同庁舎の別館に執務室を設けています。

当該別館の 1 階には、岩手県庁内保育施設「うちまる保育園」があり、県庁舎の機能を補完する役割を果たしています。

<総務事務センターの事務室>

	総務事務センター
建物	盛岡地区合同庁舎 別館 2～4 階
事務室・倉庫等の面積	680.76㎡
職員数	67名

<人事委員会及び労働委員会>

同じく県庁舎に執務スペースを確保できない人事委員会事務局及び労働委員会は、盛岡市内の民間ビルを借上げのうえ配置しています。

当該民間ビルの事務室（執務室、委員室、局長室）は約420㎡（倉庫を含めると570㎡）で、29名の職員が勤務しています。

<借上げビルの概要>

	人事委員会・労働委員会
建物	朝日生命盛岡中央通ビル
場所	岩手県盛岡市中央通一丁目7-25
事務室面積	約420㎡（倉庫含め570㎡） （うち人事委員会197㎡、労働委員会223㎡）
職員数	29名 （うち人事委員会18名、労働委員会11名）
賃料・共益費	<u>約31百万円/年</u> （賃貸料、電気使用量、案内看板賃料、清掃料）

耐震性能 コンクリート強度及び中性化の状況（令和4～5年度 耐震診断）

- 平成9年に実施した耐震診断以降の大地震の影響や庁舎の劣化を踏まえて、コンクリートの状況の調査及び再度耐震診断を実施。
- コンクリート強度及び中性化**については、**問題がない**ことが明らかとなった。
- 中性化の状況より、知事局棟の**残存年数は30年程度**とされた。
(かぶり厚を30mmとした、コンクリートの中性化深さが鉄筋に到達する年数の計算値)

棟	コンクリート強度 (設計基準強度 17.6N/mm ²)	コンクリート中性化深さ (設計かぶり厚さ30～40mm)
知事局棟	平均値 17.0～29.5N/mm² → 全体的に著しい劣化は見られず、概ね建築時からの強度を維持	平均値 0.0～57.2mm → 局所的に進行が速い部分(塔屋)があるが、全体としては進行が遅く、補修等を施せば調査時点から30年程度は使用が可能
議会棟	全箇所基準以上の数値 → 建築時からの強度を維持	すべて設計かぶり厚さ以下 → 全体に進行が遅く健全な状態
渡り廊下棟	全箇所基準以上の数値 → 建築時からの強度を維持	すべて設計かぶり厚さ以下 → 全体に進行が遅く健全な状態

耐震性能 構造躯体（令和4～5年度 耐震診断）

- ・ **知事局棟**については、下記の2通りの耐震診断を実施した。
- ・ 診断の結果、震度6強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるものの、倒壊する危険性は低いと判定された一方、**防災拠点としての耐震性能を備えていないことが明らかとなった。**
- ・ **議会棟及び渡り廊下棟**については、耐震診断基準（2次診断）により診断を実施した。
- ・ いずれの棟も、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判定され、**防災拠点としての耐震性能を備えていないことが明らかとなった。**

棟	診断方法	診断結果	
		指標	判定
知事局棟	官庁施設の総合耐震診断・改修基準※1	Qu/a・Qun	建築物としての目標耐震性能値「1.0」に対し、「0.447」 → 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
		GIs値	防災拠点としての目標耐震性能値「1.0」に対し、「0.298」 → 目標値を大きく下回り、大地震時における防災拠点として機能しない可能性がある
	構造計算※2	時刻歴地震応答解析	震度6強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるが、 倒壊する危険性は低い
議会棟	耐震診断基準（2次診断）※3	Is値	建築物としての目標耐震性能値「0.6」、 防災拠点としての目標耐震性能値「0.9」に対し、「 0.098 」 → 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い （議場等の特殊な構造（大空間等）が影響している）
渡り廊下棟			建築物としての目標耐震性能値「0.6」、 防災拠点としての目標耐震性能値「0.9」に対し、「 0.405 」 → 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある

※1 国土交通省が官庁施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性の評価について基本的事項を定めたもので、現地調査によりコンクリート・鉄骨等の成分変容、腐食度を測定し、躯体の強度や劣化状況から、建物の保有水平耐力や部材の強度及び靱性（粘り強さ）を総合的に評価するもの。

高さ45m以上の高層建築物であり、通常の鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準を適用できないため採用。

※2 建築基準法で耐震計算方法が規定されており、主に高層建築物の検討に用いられる。耐震診断基準よりも精密な解析ができ、類似地盤条件や大規模地震波に対する建物の変位量の確認に用いる。高層建築物で、変形能力や靱性（粘り強さ）が不足する部材が混在する場合、耐震診断指標が必要以上に小さくなる傾向があるため採用。

※3 旧耐震基準のもと設計された建物の耐震性能を現行の耐震基準で測るもので、現地調査により、コンクリート強度や鉄筋量を算出し、それらを用いて計算をすることで、基準で示す目標耐震性能値を満たしているか評価する。

耐震性能 非構造部材

- 建築非構造部材の調査を行い、**過半の部位で耐震安全性の不足**が見られた。
- 特定天井（建築基準法上国土交通省告示第771号）において、「天井脱落対策に係る一連の技術基準告示」が公布され、特定天井 に該当する場合には、技術基準に従って脱落対策を行うことが義務付けられた。
- 議会棟における**議場の天井は特定天井に該当**し、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説（平成25年10月版）」に準じて、対策を講じる必要がある。

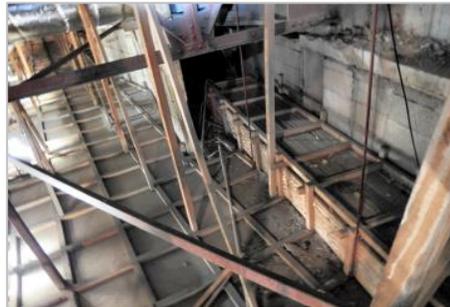
<非構造部材*の耐震性能>

平成27年度に実施した劣化診断において、庁舎の非構造部材に係る耐震性能について確認を行った結果、多くの箇所で耐震安全性が不足していることが明らかとなりました。

特に、**議場の天井は大地震発生時に落下の危険性がある「特定天井」**（建築基準法上国土交通省告示第771号）に該当するため早期の改善が必要となります。

その他、大地震発生後、コンクリートブロック下地の間仕切り壁の転倒や事務室等の天井の落下、窓ガラスの飛散、建具の変形等の恐れがあり、二次災害の防止や防災拠点としての業務継続性の観点から対策が必要となります。

<写真：議場天井と天井裏>



特定天井の条件	
天井内	吊り天井であること
場所	人が日常立ち入る場所に設置
高さ	高さが6mを超える天井の部分
面積	水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの
天井荷重	天井の質量が2kg/㎡を超えるもの
特定天井の範囲	「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説（平成25年10月版）」の、「1-4 特定天井の範囲」に準じて確認。

出所：建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説（平成25年10月版）

※非構造部材

床、壁、天井などの構造躯体によらない内外装材など、構造体と区分された部分を指します。

耐震性能 非構造部材

- 建築非構造部材の調査結果は、以下のとおり。

平成27年 岩手県庁舎劣化診断調査及び施設整備検討 非構造部材の調査概要 より抜粋

<p>外壁及びその仕上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • コンクリートモルタル下地外壁において、全体的にコンクリート表面の剥離やひび割れの指摘あり。 • 外壁の高所から、モルタル剥離片が落下する可能性が推測されるため、人命の安全確保から改修を実施する必要がある。 ※ 知事局棟の妻面（正面・裏面以外）は、H28、R1年に分けて外壁改修を実施済 ※ 議会棟、渡り廊下棟についてはR2年に外壁改修を実施済
<p>建具及びガラス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自動扉は、円滑に外部へ避難できるように、大地震動時の振幅を検知する災害感知器と連動した開機能の付加も望まれる。 • 各階事務所の連窓は建築物の角ではめ殺し窓がみられ、高所から割れたガラス片が落下する可能性が推測される。 • 引き違い窓等の可動性を有する窓は、内部の家具の衝突によるガラスの割れや、想定外に大きな振幅によるガラスの割れに対応するためにガラスフィルム貼付等の改修が望まれる。 • 片開き扉や両開き扉において、枠とのクリアランスが狭く、枠の変形に追従しない金物を採用している。
<p>間仕切り及び内装材</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大地震動時のモルタルの剥落や下地のコンクリートブロックの倒れを想定して、一般室であればコンクリートブロックの補強、機能の停止が許されない室であればコンクリートブロック撤去と他の工法での間仕切り壁の設置の必要がある。 • 階段や事務所内のコンクリート梁や壁は、ひび割れがみられるため補修の必要がある。 • パーテーションは本棚等の重量がある家具を転倒防止用に支持させる壁としては不適。
<p>天井及び床材</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事務室や廊下の主な天井は木下地であり、軽鉄下地への改修が求められる。 • 軽鉄下地が採用されている天井は、壁面との取合いを固定せず、クリアランスを設けることが望まれる。
<p>造り付けの家具及び事務機器類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ロッカー、家具、各課との間仕切りに見立てた収納棚や収納庫において、強固な床や壁への固定が確認できない。 • 家具の転倒防止棒は、上下連結がみられない家具は改善が必要。また家具の転倒防止棒は、本数や位置を製品の仕様書通りに設置することが必要である。 • コピー機やプリンターには、製品に付属するアンカー留めや転倒防止バンド留めを行い確実に床や壁へ固定が必要である。
<p>外構その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地北側の厨房へ通じるスロープや階段、自転車置き場付近のモルタル壁において、著しいひび割れが多数みられる。 • 公道側やスロープ等へのモルタルの剥落を防止するために、モルタル脆弱部の除去、ひび割れ補修等が必要である。

耐震性能 建築設備

- 建築設備耐震安全性の「甲類」の施設として調査を行い、耐震安全性の目標である「大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継ぎできる」に対して、**耐震安全性の不足**が見られた。

平成27年 岩手県庁舎劣化診断調査及び施設整備検討 耐震調査総合所見より抜粋		
電気設備	照明器具	・ 照明器具の 脱落対策 が不十分。(各棟共通)
	盤類	・ 盤類の 転倒防止 対策が不十分。(各棟共通) ・ B 1 Fの中央監視盤や守衛室の非常放送機器について、アンカーボルトによる固定が不十分。
	配管類	・ 設備の基幹的な重要室(防災監視、中央監視、自家発電等を行う諸室)に水配管が横断しているため、 水損リスク が非常に高い。 ・ 地震時の設備機器自体の落下防止を確実にを行うほか、天井仕上げ材と縁切りして設備の 振止め 補強を行う。(各棟共通)
	非構造部材関連	・ 設備機器自体の落下防止を確実にを行うほか、天井仕上げ材と縁切りして設備の 振止め 補強を行う。(各棟共通)
機械設備	給水設備	・ 受水槽の設置場所や有効 容量の不足 等が問題である。 ・ 機能の停止が許されない室系統の給水管に 緊急遮断弁 の設置が必要である。 ・ 機器類の耐震クラスを満足していない。 ・ 給湯ボイラや泡消火の機器類の頂部支持が施されていない。
	配管類	・ 配管類は縦管及び横引き管に 耐震支持 や振れ止めが規定に適合していない箇所ある。 ・ 給水管や給湯管などが重要室に敷設してあるため、漏水が発生した際の機能停止が懸念される。
	空調機器	・ 空調機器類は床置機器類の大半が 頂部支持 が施されていない。 ・ 空調機や送風機への接続ダクトに 振れ止め が施されていない箇所がある。 ・ パッケージエアコンは、室外機のアンカーボルトの緩みや架台に腐食がみられる。天吊型の室内機には振れ止めが施されていない。 ・ ファンコイルユニットは、床置型はアンカーボルトの緩みや木製架台に取り付けられているため耐震性に問題。天吊型には振れ止めが施されていない。
	熱源	・ 熱源エネルギーがA重油のみで 二重化 になっていない。また、防災時の機能の停止が許されない室の一部が個別空調となっていない。
	非構造部材関連	・ 設備機器自体の 落下防止 を確実にを行うほか、天井仕上げ材と縁切りして設備の 振止め 補強を行う。(各棟共通)

改修時における耐震化構法

- 改修工事を実施する場合、**知事局棟は免震化構法が、議会棟は従来構法が、渡り廊下棟は免震化構法が**適当とされた。

項目		A 従来構法（補強構法）	B 制震化構法	C 免震化構法
各棟の 構法	知事局	×	△	○
	議会	○	×	×
	渡り廊下	○	×	○
施工範囲		全フロア	全フロア	基礎下部（又は中間階）
地震時の状況		揺れ大	高層階の揺れ大	ゆっくり揺れる
執務室への影響		執務室が分断	執務室が分断	影響を受けない
設備への影響		全フロアの設備配管へ影響	全フロアの一部の設備配管へ影響	建物境界部の配管・配線の更新が必要
その他課題		外観に影響	外観に影響	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の掘削が困難な可能性 建物外周部にクリアランスが必要
概略工期		仮移転するフロア数により大きく変動	仮移転するフロア数により大きく変動	約30ヶ月
工事費の傾向		安価（付帯工事は別途）	従来構法よりも高価	高価
評価		<ul style="list-style-type: none"> × 耐震壁により執務室が機能しない △ 全フロア耐震化工事が必要 △ 付帯する設備工事が多く発生 	<ul style="list-style-type: none"> △ 制震ダンパーにより執務室が分断 △ 全フロア制震化工事が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室への工事の影響が無い ○ 執務室への地震の影響が少ない
考察		<p>【知事局棟】 工事中の執務への影響や防災拠点としての地震後の業務継続性（BCP性能）等を総合的に勘案すると、免震化構法が望ましいと考えられます。なお、免震化に当たっては、施工困難な固い支持地盤（花崗岩、風化花崗岩）と、地下階が広範囲であることを考慮すると、中間層を免震化する構法も有効と考えられます。</p> <p>【議会棟】 低層であり、強度抵抗型で靱性が小さいことから、制震要素が有効に働きにくく従来構法による補強が適していると考えられます。</p> <p>【渡り廊下棟】 知事局棟と基礎・地階を共有しているため、知事局棟を免震化する場合、免震化構法が適していると考えられますが、知事局棟と構造上縁を切ることで、従来構法で補強することも可能です。</p>		

既存不適格

- 「平成27年 岩手県庁舎劣化診断調査及び施設整備検討」での法適合性が抽出されている。**改修にあたっては、防火区画やエレベーターの課題が大きい。**
- 消防法は既存不適格の概念はなく、最新法規に対応する必要がある。今後、最新の法規、条例の確認が必要。

	項目	現状	該当箇所	備考（平成27年 劣化診断調査結果）
建築 基準法	特定天井	耐震措置なし	議場天井	
	防火区画	形成されていない	壁、防火戸、昇降機等	11階以上の部分の防火区画が、不適格
	防火戸	くぐり戸、危害防止装置なし	防火戸	3㎡以上の防火戸にくぐり戸無、防火シャッターの危害防止装置なし、閉鎖不良有り
	排煙区画	形成されていない	建具、執務室、EVホール 等	各室での排煙区画の形成、エレベーターホール区画の不適格
	排煙設備	未設置	サッシ	
	エレベーター	防火、遮煙なし 非常用エレベーター未設置	エレベーター	エレベーター扉の遮煙性能なし、エレベーター本体の既存不適格、非常エレベーターの未設置
消防法	スプリンクラー	未設置	11階以上階	11階以上のスプリンクラーの未設置
	連結散水設備	未設置	地階	地下階(700㎡以上)：未設置
	特殊消火設備(ガス)	未設置	ボイラー室	地下ボイラー室(200㎡以上) のガス消火未設置
	総合操作盤	未設置（防災設備を一元制御するもの）	中央監視室 等	
バリアフリー法	点字ブロック	未設置	階段周り	点状ブロック未敷設
	手すり	未設置	階段周り等	階段の手すり等への配慮
附置義務 駐車場	駐車台数	不足（現延べ面積に対し180台必要。現在139台）	駐車場	

防災

- ・ 防災面の課題として、対浸水性能、ライフライン、**災害応急活動の場の確保**が、挙げられる。
- ・ 現在の敷地は、ハザードマップ上浸水区域ではないが、**地下への浸水想定**が必要。

<対浸水性能>

県庁舎の敷地は浸水想定から外れていますが、**0.0～0.5mの浸水想定エリアとの境界上にある**ことから、想定最大規模の洪水が発生した際には地下への浸水を想定することも検討が必要となります。地下には**電気室及び機械室など重要設備がある**ことから、防災拠点として浸水に対する対応が求められます。

【想定最大規模の洪水浸水想定区】



(出典：国土地理院 重ねるハザードマップ)

<災害応急対策活動の場の確保>

災害発生時に、県の災害対策本部は本庁舎に設置されることから、国、自衛隊、警察、消防DMATなどの**関係機関の常駐スペース**の確保が必要となります。

また、災害発生時に避難者を受け入れる、一時避難先としての機能、非常物品の備蓄場所についても検討が必要です。これら**災害応急対策活動に係る場について、十分なスペースや機能が確保できているか、今後検証が必要**となります。

【ライフラインの被害想定（岩手県災害時業務継続計画【本庁舎版】より）】

項目	被害予想	復旧見込み
電気	電柱の傾倒や断線等により、外部からの電力供給が中断する可能性が高い。	1週間程度で復旧すると見込まれる。
上水道	停電や管路被害等により、断水する可能性が高い。	数日間から半月程度で復旧すると見込まれる。
下水道	断水等の影響により、使用できない可能性がある。	1カ月程度で復旧すると見込まれる。
ガス	安全装置の作動やガス管の損傷等により、ガスの供給が中断する可能性がある。	数日間から1カ月程度で復旧すると見込まれる。
電話	○ 断線や中継局の倒壊等により、一部の地域では不通となる。 ○ 固定電話と携帯電話は、発災後5日間程度は繋がりにくい。	道路等の損傷状況にもよるが、作業車両が動ける状態であれば、数日間で復旧すると見込まれる。

老朽化の状況

- 「平成27年度 岩手県庁舎劣化診断調査及び施設整備検討」において、建築、特に設備の劣化が深刻になってきており、総合的な改修が必要とされた。

【劣化診断の状況（H27劣化診断調査）】

項目	調査結果			
建築	<ul style="list-style-type: none"> ・使用年数に相応して全体的に劣化が進んでいる。 ・断熱性能は現在の標準設計と比べると著しく低い。 			
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による機能低下等が進行していることから総合的な改修が必要。 			
	【主要設備の経過年数】			
		設備種別	令和6年現在の経過年数	法定耐用年数(国税庁)
	電気設備	受変電設備	21年	15年
		自家発電設備	21年	15年
機械設備	受水槽	30年	15年	
	消火栓・配管類	32年	15年	
	ボイラー設備	27年	15年	
省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー(設備機器のエネルギー)消費量は現行基準値の1.8倍となっている状況。外皮の断熱、日射遮蔽性能は基準値の1.5倍の熱負荷が生じている。 			
		一次エネルギー消費量[GJ/年]	PAL* (外皮性能) [MJ/m ² 年]	
	計算値：A	94,141.2	653	
	基準値：B	50,993.7	430	
	比率A/B(%)	184.6	151.9	

老朽化に係る課題

これまで、県庁舎の老朽化に対し、庁舎の機能維持に最低限必要な工事を行いながら維持修繕を実施してきましたが、**執務を継続しながらでは困難な工事はこれまで実施できていません。**

平成27年度に実施した劣化診断の結果、特に**設備の経年劣化が深刻**であり、今後、施設として機能しないことも想定されることから、総合的な改修が必要とされました。

また、設備の老朽化、機能の陳腐化により、**県庁舎の一次エネルギー(設備機器のエネルギー)の消費量は、平成27年時点基準値の1.8倍消費、外皮性能も1.5倍の熱負荷**が生じており、**省エネ法に不適合**であるとされたことから、**時代の要請に沿った長寿命化改修を検討**していく必要があります。

耐震性能の課題のまとめ

- 平成9年、令和4年・5年で耐震診断を実施。**いずれの棟も**現行の耐震基準及び防災拠点としての耐震基準を満たしておらず、**耐震改修が必要**。

耐震性能の課題		概要	備考
躯体コンクリート状況	コンクリート強度	・ 設計基準強度に対して、知事局棟の一部中間階においてわずかに下回る部分があるが、概ね 建築時からの強度を維持 。	・ 設計基準強度「17.6N/mm ² 」に対し、調査平均値 17.0～29.5N/mm ²
	既存のコンクリートの中性化	・ 測定結果は、知事局棟の塔屋に補修等を施せば、調査時点から 30年程度継続使用が可能 と判断されたほか、議会棟及び渡り廊下棟も全体的に進行が遅く、健全な状態。	・ 設計かぶり厚 30～40mmに対し、調査平均値 0.0～57.2mm
構造躯体の耐震性能(耐震診断)	知事局棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断方法① 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高く、防災拠点としての耐震性能を備えていない。 ・ 診断方法② 構造計算(時刻歴応答解析) 盛岡地方気象台の地震波では、すべての階において限界層間変形角内に納まり、震度6強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるものの、倒壊する危険性は低いと判定。 	・ 免震化を検討
	議会棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断基準(2次診断) 建築物として最低限必要なIs値＝「0.6」に対し、2階のY方向について「0.098」という結果となり、震度6強の地震により倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。部分的な改修で数値をある程度改善することは可能。 	・ 建替え又は耐震改修の検討
	渡り廊下棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断基準(2次診断) 建築物として最低限必要なIs値＝「0.6」に対し、「0.405」という結果となり、震度6強の地震により倒壊し、又は崩壊する危険性がある。特にピロティとなっている1階の耐震性能が低い。 	・ 建替え又は耐震改修の検討
非構造部材・建築設備の耐震性能	特定天井	・ 議場の天井 は、特定天井に該当。	・ 建替え又は改修の検討
	非構造部材	・ 建具及びガラス、間仕切り及び内装材、天井及び床材、造り付けの家具及び事務機器類、外構その他において、 建築非構造部材の改善が必要 。	・ 改善を検討
	建築設備の耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気設備 各種盤類の耐震支持、落下物や電気室への浸水に対する被害防止措置の不足、電源供給の二重化や、移動電源車への接続対応等による信頼性の向上の必要性が指摘。 ② 機械設備 受水槽の耐震性能の不足、各種配管、機器類の耐震支持、振れ止めの不足が指摘。また機能の停止が許されない室の配管からの漏水の発生についても懸念あり。 	・ 改善を検討

防災面の課題のまとめ

- 昭和40年竣工の以降、建築基準法、消防法、バリアフリー法等の各種法令改正により現行の基準を満たしていない**既存不適格項目が多数あり**、これらの解消が必要。

防災面の課題		概要	備考
既存不適格	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> 各種防火区画（面積区画、高層区画、竪穴区画）・防火設備、排煙区画・排煙設備、非常用進入口未設置に対する既存不適格 エレベーター昇降路区画不成立、エレベーター扉の防火・遮煙、エレベーターホール区画の既存不適格、非常用エレベーターの未設置 	<ul style="list-style-type: none"> 最新法規への対応確認、対応方針 集団規定、積雪荷重等の改正の確認
	消防法	<ul style="list-style-type: none"> スプリンクラー、連結散水設備、特殊消火設備等の消火設備の未設置 総合操作盤の未設置、非常用コンセントの設置基準の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の消防法への対応確認
	バリアフリー法	<ul style="list-style-type: none"> 屋内：点状ブロック未敷設、階段・外部の手摺未設置、車いすトイレ数不足 屋外：階段の手摺・庇の未設置、車いす用駐車場の積雪等への配慮 エレベーター 身体障がい者対応が一部不適合 	
対浸水性能	洪水ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定から外れているが、0.0～0.5mの浸水想定エリアとの境界上 想定最大規模の洪水が発生した際には地下への浸水を想定することも検討が必要 地下には電気室及び機械室など重要設備があることから、防災拠点として浸水に対する対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地下、1階への浸水対策の検討
ライフライン	電力供給	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電設備2台を備え、72時間稼働となっているが、配線ルートが二重化されておらず、移動電源車の接続もできないことから、電力供給の並列化・冗長化等の対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 電力引き込みの二重化の可能性を検討 自然エネルギーの活用、創エネルギー設備の設置検討
	上下水道・ガス	<ul style="list-style-type: none"> 断水時には、通常使用量で2日間程度は受水槽の残留水による継続給水が可能 下水道は、地震発生後1か月程度使用できない想定であり、緊急時において排水を放流できないことを考慮し、非常時用の排水槽が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用量と災害時の受水槽量の検討 非常時用の排水槽の設置検討
災害応急対応活動	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> 県の災害対策本部は本庁舎3階第1応接室、災害対策本部支援室は4階の4-1及び4-2会議室に設置。国、自衛隊、警察、消防、DMATなどの関係機関の常駐スペースの確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県地域防災計画への対応確認 災害対策本部の設置場所、新庁舎との連携を検討

老朽化の課題のまとめ

- 平成27年度の劣化診断では、特に設備の経年劣化が深刻であり、一次エネルギー消費量が**基準値の1.8倍消費**、外皮性能も1.5倍の熱負荷が生じるとの結果となっており、長寿命化改修において検討が必要。

老朽化に係る課題		概要	備考
劣化診断	建築	<ul style="list-style-type: none"> 使用年数に相応して全体的に劣化が進んでいる。 防水、外壁・外部、建具、内部仕上げ、外構の劣化 構造躯体は、塔屋部分が中性化あり 	・再整理、更新の確認
	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化による機能低下等が進行していることから総合的な改修が必要。 (受変電・非常用発電設備関係、幹線設備、各種盤設備、照明設備、表示・音声設備、消防設備：警報設備、火災報知器等) 	・再整理、更新の確認
	機械設備	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化による機能低下等が進行していることから総合的な改修が必要。 (熱源機器、空調機器関連、換気設備関連、空調配管、中央監視設備、給排水設備、衛生器具、厨房設備、消防設備、消火設備) 	・再整理、更新の確認
省エネ	省エネ法 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> 断熱性能は現在の標準設計と比べると著しく低い。 一次エネルギー(設備機器のエネルギー)消費量は現行基準値の1.8倍となっている状況。 外皮の断熱、日射遮蔽性能は基準値の1.5倍の熱負荷が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法への対応の実現可能性検討 ZEB化の可能性も検討
	ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーや原材料費、資材等の価格の高騰が続く中、公共施設においても光熱水費や修繕費などの維持管理費が増加傾向。 光熱水費を抑えるための設備等が必要 	・光熱水費を抑えるための手法の検討